

第69回 定時株主総会 招集ご通知

明治電機工業株式会社

証券コード：3388

日時

2025年6月26日（木曜日）

午前10時

場所

名古屋市中村区亀島二丁目13番8号

明治電機工業株式会社 本社

本館地下1階明治ホール

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案

第1号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案：補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

ごあいさつ



経営理念

信 頼

すべては人から始まる

お客様と共に

従業員と共に

社会と共に

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第69回定時株主総会招集ご通知をお届けさせていただくにあたり、ひと言ごあいさつ申し上げます。

当社は、「エリアNo.1の存在価値のあるパートナーになる」をスローガンとした、第11次中期経営計画を推進しております。バックキャストの発想を徹底し、中部エリアで培った経験を関東や関西、九州など日本全国で展開し、お客様に高い価値をお届けすることで当社の企業価値を向上させてまいります。各地域で「エリアNo.1」の集合体となることを目指してまいります。あるべき姿をしっかりと描き、現状とのギャップを埋めていくことが第11次中期経営計画

の大きな柱となります。そして、そのあるべき姿は、できないかもしれないというぐらい大きな夢を描いてチャレンジすることが重要だと考えております。そこで「できませんではなくて、できるためにはどうするかをみんな考えていこう」と旗印を掲げました。たとえ目標を達成できなかったとしても、描いた夢に対してどれだけ歩みを進めたか、どれだけ前向きにチャレンジしたかを評価したいと考えております。

また、水素ビジネスの近況につきましては、北海道苫小牧市で建設を進めておりました大規模再エネ水素サプライチェーン構築に向けた実証事業のための設備が完成し、2025年2月に竣工式が執り行われました。当社は、当社製純水素型燃料電池発電機の納入及び水素出荷設備の設計と施工を担当しております。今回の実証事業では、安定的に年間最大100万Nm³の再エネ水素を製造・供給し、夜間余剰電力の有効活用による製造コスト低減、地域内での水素利用を通じた需要創造と経済好循環、寒冷地で広く普及している灯油使用量の削減に貢献する予定です。

さらに、すべてのステークホルダーの皆様には当社の目指しているところや事業の強みを広くご理解いただくため、統合報告書を発行いたしました。本報告書には、当社の経営戦略、成長戦略、水素ビジネス、ESG情報など、財務情報と非財務情報を融合した幅広い情報が含まれております。当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ぜひご覧いただけますと幸いです。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長 杉脇弘基

株 主 各 位

証券コード 3388
2025年6月4日
名古屋市中村区亀島二丁目13番8号
明治電機工業株式会社
代表取締役社長 杉脇 弘基

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.meijidenki.co.jp/ja/ir/general_meeting.html



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「明治電機工業」又は「コード」に当社証券コード「3388」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（4～5頁）をご参照いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時		
2 場 所	名古屋市市中村区亀島二丁目13番8号 明治電機工業株式会社 本社（本館地下1階明治ホール） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）		
3 目的事項	報告事項	1. 第69期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
4 招集にあたっての決定事項	(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。		

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（2頁）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 株主様の書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
4. 電子提供措置事項を記載した書面は、法令及び当社定款第16条に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
5. 本株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で 議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で 議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

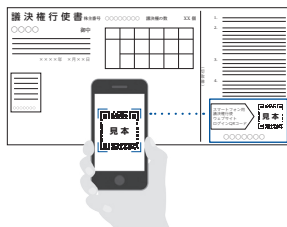
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

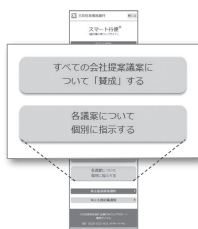
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

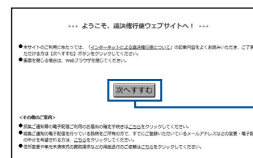
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

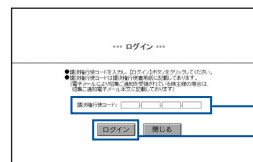
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

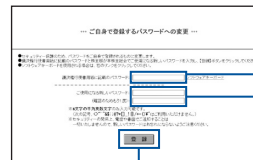
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）杉脇弘基、舟橋範及び佐合俊治の各氏が、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役全員で構成される指名委員会の答申を経しております。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者につき適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	すぎわき ひろき 杉脇 弘基 (1964年10月27日)	1987年 4 月 当社入社 2012年 4 月 MEIJI CORPORATION取締役社長 2014年 7 月 当社執行役員 2017年 4 月 当社執行役員第1営業本部長 2019年 4 月 当社執行役員企画管理本部長 2020年 4 月 当社執行役員 2020年 6 月 当社取締役 2021年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	53,800株
【取締役候補者とした理由】 杉脇弘基氏は、代表取締役社長就任後、当社の持続的成長と中長期の企業価値の向上を図るためのVISIONを掲げ、それに基づく経営計画を策定し、強いリーダーシップを発揮してその実現に取り組んでおります。これらの経営トップとしての優れた経営判断能力、胆力、実行力に照らし、当社の経営の意思決定及び経営の執行の監督を適切に遂行することができると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	ふなはし つとむ 舟橋 範 (1960年 5 月14日)	1983年 3 月 当社入社 2008年 6 月 当社執行役員 2010年 4 月 MEIJI CORPORATION取締役社長 2011年 4 月 当社執行役員国際事業本部長 2012年 4 月 当社執行役員企画管理本部長 2012年 6 月 当社取締役企画管理本部長 2017年 6 月 当社代表取締役専務企画管理本部長 2019年 4 月 当社代表取締役専務 2020年 4 月 当社代表取締役専務企画管理本部長 2024年 4 月 当社代表取締役専務（現任）	87,000株
【取締役候補者とした理由】 舟橋範氏は、長年にわたり企画管理部門のトップとして経営を担っており、主にガバナンスの確立と発展においてその能力を最大限発揮して、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献してまいりました。そこで培われた豊富な経験と実績から、優れた経営判断能力を有しており、当社の経営の意思決定及び経営の執行の監督を適切に遂行することができると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	もろと しんや 諸戸 慎也 (1971年8月23日)	1994年 4 月 当社入社 2023年 4 月 当社執行役員第1営業本部長（現任）	6,003株
新任	【取締役候補者とした理由】 諸戸慎也氏は、長年にわたり営業部門の責任者として事業の経営を担っており、事業の推進と実現においてその能力を最大限発揮して、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献してまいりました。そこで培われた豊富な経験と実績から、当社の経営の意思決定及び経営の執行の監督を適切に遂行できると考え、新たに取締役候補者としたものであります。		

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」（18頁）に掲載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>取締役のスキル・マトリックス

当社は、「日本のものづくりを強くする」という事業指針及び「信頼 すべては人から始まる お客様と共に 従業員と共に 社会と共に」という経営理念の下、その時々々の経営環境及び課題に即して策定する経営戦略を実現するために相応しい知識・経験・能力を有する者を取締役として選任することとしております。

具体的には、取締役のスキルとして、「企業経営」、「当社の事業（営業、技術、品質、海外、環境）・業界」、「企画・管理（企画、人事・労務、IT）」、「専門性（財務・会計、法務・コンプライアンス）」に関する知識・経験・能力が重要と考えており、それぞれの取締役が相乗・補完することで取締役会全体としてその役割・責務を実効的に果たすことができる体制であることが必要と考えております。

上記を踏まえた各取締役のスキル・マトリックスは次のとおりです。

氏 名	性 別	属 性	地 位	企業 経営	事業・ 業界	企画・ 管理	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス
杉 脇 弘 基	男性		代表取締役社長	◎	◎	○		
舟 橋 範	男性		代表取締役専務	○	○	◎	◎	
諸 戸 慎 也	男性		取締役	○	◎			
渥 美 芳 英	男性		取締役（常勤監査等委員）	○	○	◎	◎	○
水 尾 衣 里	女性	社外・独立	取締役（監査等委員）	◎	○			○
浅 井 清 貴	男性	社外・独立	取締役（監査等委員）				◎	○
竹 内 裕 美	女性	社外・独立	取締役（監査等委員）			○		◎

（注）１．取締役（監査等委員）水尾衣里氏、浅井清貴氏及び竹内裕美氏は、社外取締役であります。

２．「◎」は、その地位・役割において、特に重視するものであります。

第2号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

常勤の監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
たなか こうじ 田中 浩二 (1967年1月19日)	1989年 4 月 当社入社 2017年 4 月 当社ソリューション事業本部長 2017年 6 月 当社執行役員ソリューション事業本部長 2025年 4 月 当社執行役員第2営業本部長（現任）	18,276株

【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】

田中浩二氏は、当社において長年にわたり営業技術部門の執行役員として経営を担っており、そこで培われた豊富な経験と幅広い知識から、経営の執行の監督及び監査を遂行することができると考え、補欠の監査等委員である取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」（18頁）に掲載のとおりであります。田中浩二氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調なインバウンド需要や雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費の持ち直しが見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済におきましては、地政学的リスクの高まりにともなう商品価格の変動、欧米諸国における高金利の影響や中国の不動産市場の停滞、さらに米国におけるトランプ政権の関税政策などの影響により、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要ユーザーである自動車関連企業におきましては、認証不正にともなう生産停止による影響が緩和されたものの、生産・出荷停止の影響は大きく、自動車の生産台数及び販売台数が減少いたしました。これに対し、次世代モビリティ開発は高い水準を維持し、投資は堅調に推移いたしました。電気・電子・半導体関連企業におきましては、AI関連投資の増加や自動運転技術関連、データセンター建設への投資は拡大しましたが、スマートフォンやパソコンの需要は回復基調が見られたものの弱含みであり、全体として投資に対する持ち直しの動きは慎重で、低調な推移となりました。工作機械・産業機械関連企業におきましては、環境負荷の低減や電動車などの新技術向けの投資の継続を背景に、特にデジタル化、自動化、省力化、低・脱炭素化に向けた投資が拡大し、生産効率向上を目的とした取り組みが進展いたしました。しかしながら、欧米のインフレの影響は緩和が進む中、中国の景気減速や先行き不透明感が払拭されず、年間を通じて全体として生産動向は鈍化傾向で推移いたしました。

こうした中、当社グループにおきましては、「エリアNo. 1の存在価値のあるパートナーになる」をスローガンとした第11次中期経営計画（2024年度～2026年度）に基づき、事業品質向上、成長投資と収益力強化、サステナビリティ推進、資本コスト経営などの主要施策に取り組みました。

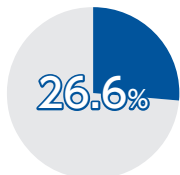
当連結会計年度におきましては、売上高は次世代モビリティ開発向けの投資が寄与し、前期比で増加しました。利益につきましては、ベースアップにともなう人件費の増加や、荷造運賃及び基幹システム更新にともなう関連費用の増加があったものの、第4四半期に大型案件が集中したことにより利益額が増加し、営業利益は前期を上回る結果となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は78,672百万円（前期比5.5%増）、営業利益は3,294百万円（前期比13.1%増）、経常利益は3,596百万円（前期比7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,435百万円（前期比0.4%増）となりました。

この売上高を主要商品の別に示すと次のとおりであります。

制御機器 売上高 20,921百万円 (前期比3.2%減)

売上構成比



売上高

(単位：百万円)

21,619

20,921

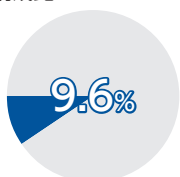
第68期
(2024年3月期)

第69期
(2025年3月期)

制御機器は、当社グループの主力取扱商品で、主に自動車及びセラミック関連企業向けの販売が減少したことから、売上高は20,921百万円（前期比3.2%減）となりました。

計測機器 売上高 7,587百万円 (前期比6.3%増)

売上構成比



売上高

(単位：百万円)

7,139

7,587

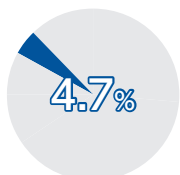
第68期
(2024年3月期)

第69期
(2025年3月期)

計測機器は、自動車関連企業向けの大型設備案件が増加し、売上高は7,587百万円（前期比6.3%増）となりました。

実装機器 売上高 3,687百万円 (前期比15.8%減)

売上構成比



売上高

(単位：百万円)

4,378

3,687

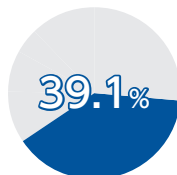
第68期
(2024年3月期)

第69期
(2025年3月期)

実装機器は、自動車関連企業向けの大型設備案件が減少し、売上高は3,687百万円（前期比15.8%減）となりました。

産業機器 売上高 30,736百万円 (前期比6.6%増)

売上構成比



売上高

(単位：百万円)

28,838

30,736

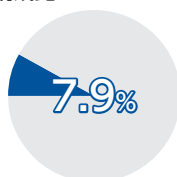
第68期
(2024年3月期)

第69期
(2025年3月期)

産業機器は、自動車関連企業向けの大型設備案件が増加し、売上高は30,736百万円（前期比6.6%増）となりました。

電源機器 売上高 6,216百万円 (前期比33.0%増)

売上構成比



売上高

(単位：百万円)

4,675

6,216

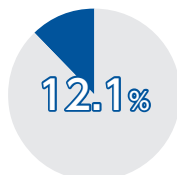
第68期
(2024年3月期)

第69期
(2025年3月期)

電源機器は、自動車関連企業向けの販売が増加し、売上高は6,216百万円（前期比33.0%増）となりました。

その他 売上高 9,522百万円 (前期比20.1%増)

売上構成比



売上高

(単位：百万円)

7,928

9,522

第68期
(2024年3月期)

第69期
(2025年3月期)

上記5品目以外においては、売上高は9,522百万円（前期比20.1%増）となりました。

② 設備投資等の状況

当社グループが当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、322百万円であります。その主なものは、当社の完全子会社である名電エンジニアリング株式会社における新工場建設用地取得費用（179百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における必要な資金は、自己資金及び金融機関からの借入金で充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるエム・ディーマシナリー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

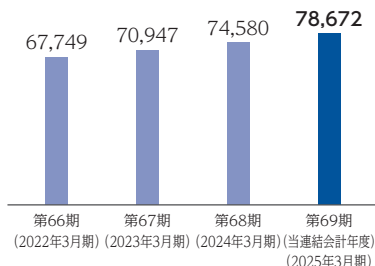
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

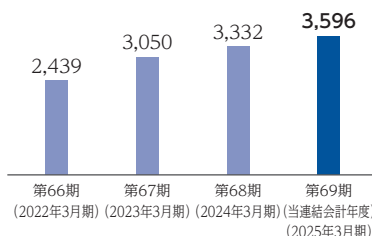
売上高

(単位：百万円)

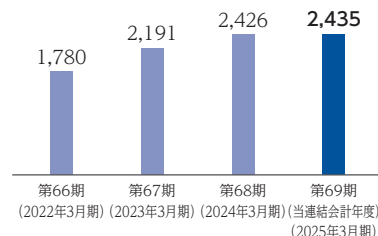


経常利益

(単位：百万円)

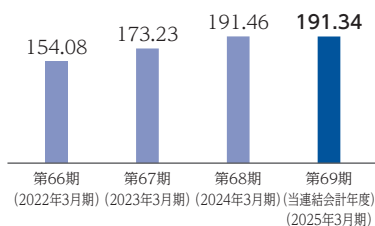


親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



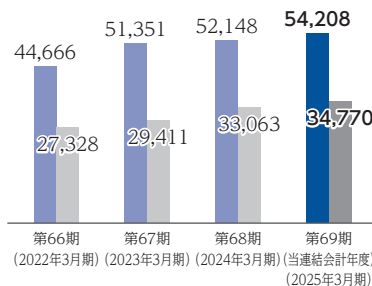
1株当たり当期純利益

(単位：円)



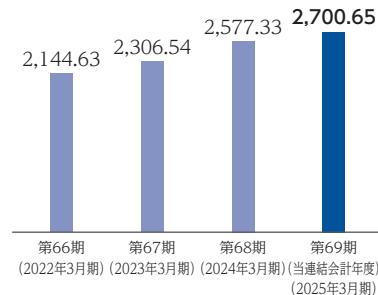
総資産/純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産

(単位：円)



		第66期 (2022年3月期)	第67期 (2023年3月期)	第68期 (2024年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	67,749	70,947	74,580	78,672
経常利益	(百万円)	2,439	3,050	3,332	3,596
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,780	2,191	2,426	2,435
1株当たり当期純利益	(円)	154.08	173.23	191.46	191.34
総資産	(百万円)	44,666	51,351	52,148	54,208
純資産	(百万円)	27,328	29,411	33,063	34,770
1株当たり純資産	(円)	2,144.63	2,306.54	2,577.33	2,700.65

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
名電エンジニアリング株式会社	25百万円	100.0	電気機器の設計・製造・販売
MEIJI CORPORATION	10万米ドル	100.0	電気機器の販売
MEIJI UK LTD.	20万英ポンド	100.0	電気機器の販売
Meiji (Thailand) Co.,Ltd.	600万バーツ	48.9	電気機器の販売
明治電機商業（上海）有限公司	50万米ドル	100.0	電気機器の販売

(注) 2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、エム・ディーマシナリー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「エリアNo.1の存在価値のあるパートナーになる」をスローガンとした、第11次中期経営計画（2024年度～2026年度）に基づき、環境変化に応じた新たな価値創造、価値提供により、社会課題や顧客課題への解決に貢献してまいります。また、2025年5月15日公表の「2025年3月期 決算短信」にて掲げました、2026年3月期の連結業績予想を当面の目標とし、全力を挙げて取り組んでいく所存です。

第11次中期経営計画における主要な戦略課題につきましては、以下のとおりであります。

① 事業品質向上

各地域における事業品質の向上

② 成長投資と収益力強化

成長領域への人的投資、コアビジネスの強化と全エリアへの展開

③ サステナビリティ推進

事業を通じた社会課題への貢献、サステナビリティ経営推進

④ 資本コスト経営

株主還元の充実、IR活動の強化

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

下記商品の販売

制御機器	(プログラマブルコントローラ・操作表示器・画像処理装置・センサー・リレー)
産業機器	(産業用ロボット・溶接機・受配電設備・空調設備機器・機械設備)
計測機器	(電子計測器・工業計器・現場測定器・記録装置・恒温槽)
電源機器	(安定化電源・無停電電源・電子負荷装置・特殊電源)
実装機器	(チップマウンター・リフロー炉・基板検査装置)

(6) 企業集団の主要拠点等 (2025年3月31日現在)

- ① 本社 愛知県名古屋市中村区亀島二丁目13番8号
- ② 支店等

名称	区分	所在地
豊田支店	支店	愛知県知立市
エンジニアリング事業本部	工場	愛知県知立市
東京支店	支店	神奈川県横浜市港北区
名電エンジニアリング株式会社	子会社	愛知県北名古屋市
MEIJI CORPORATION	子会社	米国イリノイ州
MEIJI UK LTD.	子会社	英国バーミンガム市
Meiji (Thailand) Co.,Ltd.	子会社	タイ王国バンコク市
明治電機商業（上海）有限公司	子会社	中国上海市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
720名	11名増

(注) 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
543名	6名増	41.2歳	17.0年

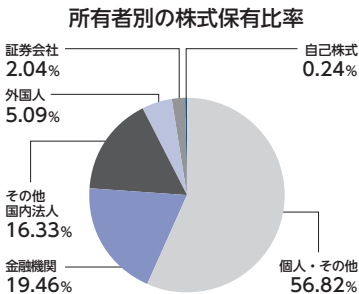
(注) 使用人数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、臨時使用人は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
(2) 発行済株式の総数 12,765,820株 (自己株式30,945株を含む)
(3) 株主数 6,331名 (前期末比633名増)
(4) 1単元の株式数 100株
(5) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
合同会社ワイコーポレーション	1,220,900株	9.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,131,100株	8.88%
明治電機工業従業員持株会	557,000株	4.37%
株式会社三菱UFJ銀行	459,400株	3.61%
林 正 弘	361,000株	2.83%
吉 田 年 章	360,000株	2.83%
三井住友信託銀行株式会社	300,000株	2.36%
安 井 博 子	295,000株	2.32%
森 田 操	250,500株	1.97%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	243,300株	1.91%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く 。 ）	8,000株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の「取締役の報酬等」（18頁）に掲載のとおりであります。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	杉 脇 弘 基	
代表取締役専務	舟 橋 範	
取 締 役	佐 合 俊 治	
取 締 役（監査等委員・常勤）	渥 美 芳 英	
取 締 役（監査等委員）	水 尾 衣 里	日本放送協会（NHK）経営委員会経営委員 日本放送協会（NHK）監査委員会監査委員
取 締 役（監査等委員）	浅 井 清 貴	浅井清貴税理士事務所税理士
取 締 役（監査等委員）	竹 内 裕 美	弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー 未来工業株式会社社外取締役（監査等委員） 公立大学法人名古屋市立大学理事

- (注) 1. 取締役（監査等委員）水尾衣里氏、浅井清貴氏及び竹内裕美氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）水尾衣里氏、浅井清貴氏及び竹内裕美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）浅井清貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の監督及び監査機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、渥美芳英氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員並びに当社子会社の設立国の法律によりこれら同様の地位にある者をいい、既に退任している者及び保険契約期間中に新たに選任された者を含みます。なお、保険料については当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」において同じ。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 方針の決定の方法

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、独立社外取締役3名からなる指名・報酬委員会に諮問し、そこでの審議・答申を経て、取締役会の決議で決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ. 報酬等決定の基本方針

「信頼 すべての人から始まる お客様と共に 従業員と共に 社会と共に」という経営理念のもと、取締役は当社の持続的成長と企業価値の向上を図るために中心的な役割を果たすことから、取締役の報酬等について、以下の方針に基づき決定しております。

- a. 優れた人材を確保・維持し、取締役として期待される役割を十分に発揮できる水準を確保すること
- b. 会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いた報酬体系とすること

- c. 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たすことができる、透明性、公正性の高い報酬体系とすること

ハ、報酬体系

上記報酬等決定の基本方針に基づき、取締役の報酬等は、固定給与である基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されるものとしております。なお、監査等委員である取締役の報酬等は、職務の性質上、固定給与である基本報酬のみとなっております。

a. 固定給与である基本報酬

各取締役の職位に応じて、経営環境、世間水準及び従業員給与等のバランスを考慮して報酬額を決定しております。

b. 業績連動報酬

取締役は、経営者として当事業年度の最終利益に対して責任を持つことから、親会社株主に帰属する当期純利益額を算定指標として一定の係数を乗じ、総額100,000千円を限度として、役位による配分ウェイトに基づき報酬額を決定しております。

なお、支給対象となる取締役は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員であり、業務執行役員でない取締役（社外取締役を含む。）を含みません。

c. 譲渡制限付株式報酬

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるという目的を踏まえて、年額50,000千円以内で、取締役会が具体的な支給時期及び配分を決定することとしております。

なお、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、取締役の地位の退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合には当該株式の譲渡制限が解除されますが、その他の場合は当社が無償取得するものとしております。

d. 上記報酬の構成比率

各報酬の構成比率は、報酬等決定の基本方針に基づき、役位に応じて決定しております。

固定給与である基本報酬	業績連動報酬
(40%)	(60%)

(注) 1. 業績連動報酬における業績達成度が上限である場合のおよその目安となります。
2. 譲渡制限付株式報酬については、制度目的に照らし、取締役の株式保有状況等に鑑みて支給及び配分を決定するため、除外しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。)	177,698	78,150	85,220	14,328	5
(うち社外取締役)	(1,350)	(1,350)	(-)	(-)	(1)
取締役(監査等委員)	34,000	34,000	-	-	8
(うち社外取締役)	(17,100)	(17,100)	(-)	(-)	(6)
合計	211,698	112,150	85,220	14,328	12
(うち社外取締役)	(18,450)	(18,450)	(-)	(-)	(6)

- (注) 1. 上表には、2024年6月26日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)2名(うち社外取締役1名)及び取締役(監査等委員)4名(うち社外取締役3名)を含んでおります。
2. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益額であり、その実績は、「連結計算書類 連結損益計算書」(25頁)に掲載のとおりであります。当該指標を選択した理由及び算定方法につきましては、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」(18頁)に掲載のとおりであります。
- また、業績連動報酬につきましては、2024年6月26日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員を除く。)に支給することを決議しております。
5. 譲渡制限付株式報酬につきましては、当事業年度における取締役(監査等委員を除く。)に対する譲渡制限付株式付与に係る費用計上額であります。具体的な支給時期及び配分の決定その他の条件等につきましては、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」(18頁)に掲載のとおりであります。
6. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は3名です。
- また、上記とは別枠で、取締役(監査等委員を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額として、2019年6月25日開催の第63回定時株主総会において年額50,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は3名です。
7. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員)の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役 (監査等委員)	水 尾 衣 里	日本放送協会（NHK）経営委員会経営委員 日本放送協会（NHK）監査委員会監査委員	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	浅 井 清 貴	浅井清貴税理士事務所税理士	特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	竹 内 裕 美	弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー 未来工業株式会社社外取締役（監査等委員） 公立大学法人名古屋市立大学理事	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	水 尾 衣 里	取締役会に17回中14回出席しております。また、監査等委員会に10回中9回出席しております。取締役会及び監査等委員会においては、環境学に関する広汎かつ専門的な知識と産官学界にわたる深い造詣等に基づいて、当社の経営に幅広い見地から助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度中取締役（監査等委員）就任後に開催された委員会に2回中2回出席しております。指名・報酬委員会においては、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的な立場で監督機能を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	浅 井 清 貴	取締役会に13回中13回出席しております。また、監査等委員会に10回中10回出席しております。取締役会及び監査等委員会においては、税理士として培われた豊富な経験と幅広い知識から、主として経営管理の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度中取締役（監査等委員）就任後に開催された委員会に2回中2回出席しております。指名・報酬委員会においては、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的な立場で監督機能を果たしております。

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	竹 内 裕 美	取締役会に13回中13回出席しております。また、監査等委員会に10回中10回出席しております。取締役会及び監査等委員会においては、弁護士として培われた豊富な経験と幅広い知識から、主としてコンプライアンスを確保するための助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度中取締役（監査等委員）就任後に開催された委員会に2回中2回出席しております。指名・報酬委員会においては、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的な立場で主導的に監督機能を果たしております。

（注）取締役（監査等委員）浅井清貴氏及び竹内裕美氏は、2024年6月26日開催の第68回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の適切性・妥当性について検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

具体的には、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から会計監査人が監査を遂行するに不十分と判断した場合には、会計監査人を不再任といたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、連結配当性向30%を目処として将来の持続的成長に必要な内部留保の充実を図りながら、配当を行うことを基本方針としております。

また、第11次中期経営計画期間（2025年3月期～2027年3月期）においては、1株当たり年間配当金の下限値を年間60円といたします。

なお、当社は会社法第459条に基づき、剰余金の配当等については「取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする」旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当社の当期末の配当金は1株当たり30円といたしました。これにより、中間配当の1株当たり30円と合わせた年間配当金は1株当たり60円となります。

次期の配当方針につきましては、2025年5月15日公表の「配当方針の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第69期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	43,673,424
現金及び預金	7,905,850
受取手形及び売掛金	19,104,212
電子記録債権	9,655,652
商品及び製品	5,076,592
仕掛品	882,299
原材料及び貯蔵品	55,134
その他	1,042,989
貸倒引当金	△49,306
固定資産	10,535,404
有形固定資産	4,452,168
建物及び構築物	2,291,258
機械装置及び運搬具	89,562
土地	1,702,927
建設仮勘定	35,695
その他	332,725
無形固定資産	522,089
投資その他の資産	5,561,146
投資有価証券	3,980,360
退職給付に係る資産	1,295,410
繰延税金資産	21,717
その他	275,523
貸倒引当金	△11,866
資産合計	54,208,829

科目	第69期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	18,355,063
支払手形及び買掛金	9,012,012
電子記録債務	6,396,146
未払法人税等	629,995
賞与引当金	601,613
役員賞与引当金	5,000
その他	1,710,296
固定負債	1,083,097
繰延税金負債	893,547
その他	189,550
負債合計	19,438,161
純資産の部	
株主資本	30,816,714
資本金	1,658,323
資本剰余金	2,033,421
利益剰余金	27,139,748
自己株式	△14,779
その他の包括利益累計額	3,575,685
その他有価証券評価差額金	2,069,399
為替換算調整勘定	934,205
退職給付に係る調整累計額	572,080
非支配株主持分	378,268
純資産合計	34,770,668
負債純資産合計	54,208,829

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第69期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
売上高	78,672,806
売上原価	66,878,173
売上総利益	11,794,633
販売費及び一般管理費	8,499,669
営業利益	3,294,963
営業外収益	314,327
受取利息	31,074
受取配当金	113,844
仕入割引	133,776
その他	35,632
営業外費用	12,295
支払利息	7,181
為替差損	2,259
その他	2,854
経常利益	3,596,996
特別利益	4,820
固定資産売却益	4,820
特別損失	144
固定資産除却損	144
税金等調整前当期純利益	3,601,672
法人税、住民税及び事業税	1,119,487
法人税等調整額	△7,046
当期純利益	2,489,231
非支配株主に帰属する当期純利益	53,514
親会社株主に帰属する当期純利益	2,435,717

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第69期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	37,902,415
現金及び預金	4,178,493
受取手形	337,336
電子記録債権	9,576,110
売掛金	18,132,250
商品及び製品	4,502,818
仕掛品	510,253
原材料及び貯蔵品	46,140
前渡金	278,300
前払費用	105,976
その他	258,091
貸倒引当金	△23,356
固定資産	9,887,042
有形固定資産	3,911,028
建物	2,198,557
構築物	90,359
機械及び装置	8,915
車両運搬具	13,986
工具、器具及び備品	75,743
土地	1,523,466
無形固定資産	515,488
借地権	21,601
ソフトウェア	475,405
その他	18,481
投資その他の資産	5,460,525
投資有価証券	3,872,245
関係会社株式	643,733
関係会社出資金	41,510
前払年金費用	468,643
その他	446,259
貸倒引当金	△11,866
資産合計	47,789,458

科目	第69期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	17,526,978
支払手形	372,113
電子記録債務	6,396,146
買掛金	8,463,242
未払金	342,293
未払費用	337,438
未払法人税等	582,164
預り金	40,805
賞与引当金	560,000
その他	432,776
固定負債	618,264
繰延税金負債	618,264
負債合計	18,145,243
純資産の部	
株主資本	27,576,141
資本金	1,658,323
資本剰余金	2,033,421
資本準備金	1,718,495
その他資本剰余金	314,926
利益剰余金	23,899,175
利益準備金	93,169
その他利益剰余金	23,806,006
別途積立金	7,800,000
繰越利益剰余金	16,006,006
自己株式	△14,779
評価・換算差額等	2,068,073
その他有価証券評価差額金	2,069,399
繰延ヘッジ損益	△1,325
純資産合計	29,644,215
負債純資産合計	47,789,458

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第69期
	2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
売上高	70,378,518
売上原価	60,921,281
売上総利益	9,457,236
販売費及び一般管理費	6,524,326
営業利益	2,932,909
営業外収益	438,548
受取利息	1,883
受取配当金	255,823
仕入割引	131,370
為替差益	29,234
その他	20,236
営業外費用	9,387
支払利息	6,899
コミットメントフィー	679
その他	1,808
経常利益	3,362,071
特別利益	87,114
抱合株式消滅差益	87,114
特別損失	88
固定資産除却損	88
税引前当期純利益	3,449,098
法人税、住民税及び事業税	1,013,984
法人税等調整額	△23,393
当期純利益	2,458,507

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

明治電機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 樋口 幹 根
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明治電機工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治電機工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

明治電機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 楠 元 宏

公認会計士 樋口 幹 根

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明治電機工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

明治電機工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 渥美芳英 ㊟

監査等委員 水尾衣里 ㊟

監査等委員 浅井清貴 ㊟

監査等委員 竹内裕美 ㊟

(注) 監査等委員水尾衣里、浅井清貴及び竹内裕美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

トピックス

STATION Aiに入居しました

当社は、2024年10月に愛知県名古屋市に開業した日本最大級のオープンイノベーション拠点 STATION Aiに入居しました。本拠点には、多くの国内外のスタートアップ企業、パートナー企業、ベンチャー・キャピタルなどの支援機関や大学などが参画しています。ここでの活動を通じて、スタートアップ企業と共創し、新たな価値創造・価値提供を進めてまいります。



インドに現地法人を設立しました

インドへ進出しているお客様へのサービスを行うことを目的に、当社は現地法人MEIJIDENKI INDIA PRIVATE LIMITEDをベンガルールに設立しました。今後はより一層注目が集まるインド市場で、事業拡大を図ってまいります。

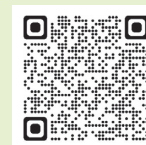


野村IR資産運用フェア2025に出展しました

当社は、個人投資家向け野村IR資産運用フェア2025に出展しました。本フェアは、会社説明会・ブース出展とオンラインブース出展の形式で行われました。社長の杉脇弘基による会社説明動画や資料は、当社のウェブサイトとYouTubeで閲覧できますので、ぜひご覧ください。



<明治電機工業ウェブサイト>
野村IR資産運用フェア2025
個人投資家向け 会社説明動画・資料



株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会 毎年6月
剰余金の配当の基準日 毎年9月30日、3月31日
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

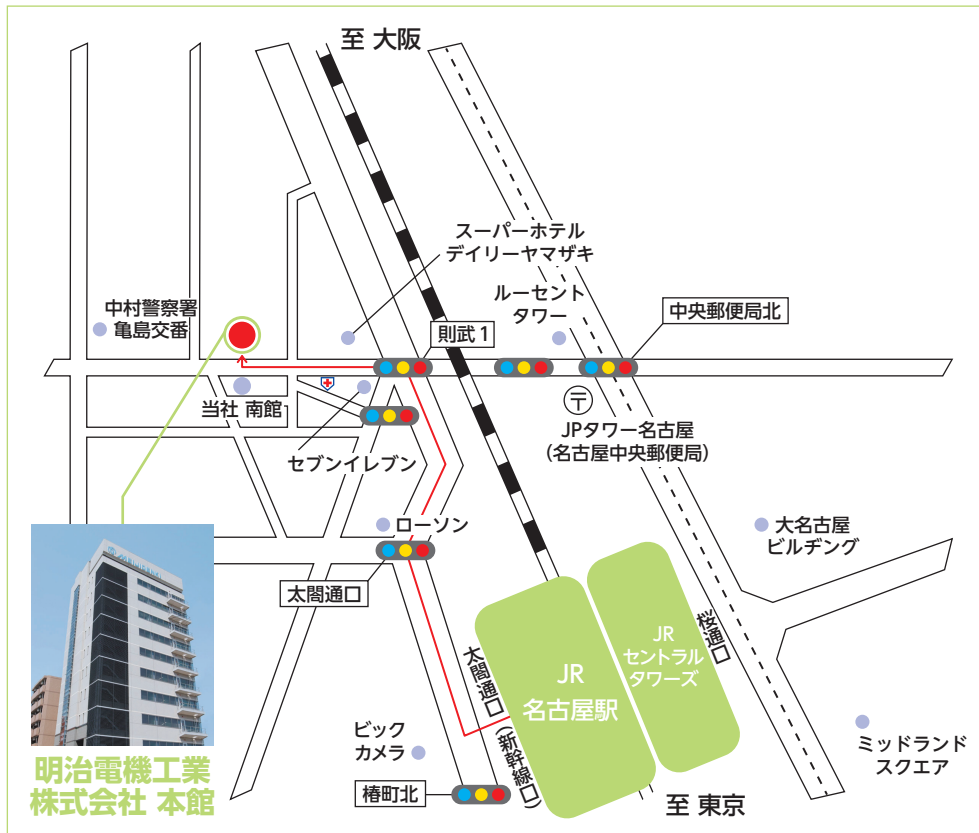
郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) 電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の
本店および全国各支店で行っております。
公告掲載URL <https://www.meijidenki.co.jp/>
上場証券取引所 東京証券取引所 プライム市場

株主総会 会場ご案内図

会場 明治電機工業株式会社 本社（本館地下1階明治ホール）

名古屋市中村区亀島二丁目13番8号

電話番号 052-451-7661（代）



●JR名古屋駅太閤通口（新幹線口）より北西へ徒歩約10分です。

（注） 駐車場は手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。